

京都府建設業緊急事業継続支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、建設現場において、接触機会の低減や少人数でも作業が行える環境を整備するため、生産性向上に資する建設機器等の導入に係る費用に対して補助金を交付します。

令和4年度

手引き

京都府建設交通部指導検査課

目次

1 募集概要	- 3 -
2 申請方法	- 4 -
3 交付決定	- 4 -
4 補助事業の事前着手	- 4 -
5 事業内容の変更等	- 5 -
6 実績報告	- 5 -
7 補助金の額の確定	- 6 -
8 注意事項等	- 6 -
9 令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金申請の流れ	- 7 -
10 様式	- 8 -
11 質問集	- 10 -

1 募集概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、建設現場において、接触機会の低減や少人数でも作業が行える環境を整備するため、生産性向上に資する測量機器等の導入に係る費用に対して補助金を交付します。

(2) 補助金申請期間

令和4年4月1日（金）から令和4年12月28日（水）（必着）まで

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、申請を打ち切る場合があります。

(3) 補助対象事業

事業	内容
直接的な感染症対策 を目的とする事業	測量機器、建設作業支援ロボット及びICT機器等を導入する事業 ※京都府建設業緊急事業継続支援事業実施要領第2条参照

※令和4年度内に実施する事業を対象とする。

(4) 補助対象者

京都府内に主たる営業所を置く令和4年度京都府建設工事競争入札参加資格業者又は京都府測量等業務指名競争入札参加資格業者

(5) 補助対象期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで

※申請状況により変更する場合があります。

(6) 補助対象経費

測量機器、建設作業支援ロボット及びICT機器等の賃借に要する経費で、接触機会の低減や少人数で作業を行う環境の整備に効果があると知事が認めたもの。（消費税及び地方消費税を除く。）

対象品目	例
測量機器	自動追尾機能付き測量機
建設作業支援ロボット	パワーアシストスーツ (パッシブタイプ、アクティブタイプ) 自動鉄筋結束ロボット
ICT機器等	ウェアラブルカメラ CCUS現場運用支援機器 施工管理ソリューション（現場計測アプリ、電子小黒板アプリ、現場端末システム）

※1 ICT建設機械は補助対象外。

※2 UAV（ドローン）、地上レーザスキャナ（TLS）などの測量機器は、公共工事で経費が計上されている場合は補助対象外。

(7) 補助限度額

1 事業者当たり 100 万円

(8) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。）及び補助限度額（100万円）を比較していずれか少ない額を限度とします。

2 申請方法

申請書類は、P.7の「書類提出及び問合せ先」まで郵送又は持参により提出してください。

○提出書類

- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金交付申請書
(要領別記第2号様式)
- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金交付申請所要額調書
(要領別記第2号様式別紙1)
- ・補助対象経費の算出基礎資料(要領別記第2号様式別紙2)
- ・補助対象経費に係る見積書の写し
- ・市町村による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し
- ・導入する機器等のカタログ
- ・口座振替依頼書(P.8の様式を活用してください。)
- ・申請書類チェックシート
- ・その他参考となる書類

3 交付決定

申請のあった事業について順次審査を行った上で、交付決定通知を送付します。なお、審査に向け申請内容について聞き取り及び追加で資料を求める場合がありますのでご承知ください。

※補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合でも申請された金額の全てに応じられない場合があります。

4 補助事業の事前着手

交付決定日後の事業着手が原則ですが、やむを得ない事由による場合、令和4年4月1日以降であれば「事前着手届(要領別記第1号様式)」又は「事前着手理由書(要領別記第1-1号様式)」の提出により着手可能です。ただし、事前着手届又は事前着手理由書を提出されても交付を保証するものではありません。

5 事業内容の変更等

申請のあった事業内容等を途中で変更、中止又は廃止する場合や交付申請を取り下げる場合等は、手続きが必要となりますので、必ず京都府の担当者宛て事前にご相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出してください。

(1) 事業内容の変更

○提出書類

- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金変更承認申請書
(要領別記第3号様式)
- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金変更承認申請所要額調書
(別記第3号様式別紙1)
- ・補助対象経費の算出基礎資料(変更)
(別記第3号様式別紙2)
- ・補助対象経費に係る見積書の写し
- ・市町村による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の交付申請書等の写し
- ・導入する機器等のカタログ
- ・その他参考となる書類

を提出してください。ただし、変更のない書類の提出は不要です。

(2) 事業の中止、廃止

○提出書類

- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書
(要領別記第4号様式)

6 実績報告

報告書類は、P.7の「書類提出及び問合せ先」まで郵送又は持参により提出してください。

(1) 提出書類

- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金事業完了実績報告書
(要領別記第5号様式)
- ・令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金事業完了実績表
(要領別記第5号様式別紙)
- ・導入した機器等の写真、その他の事業の詳細がわかる資料
- ・請求書及び領収書の写し等支出の根拠となる証拠書類
- ・市町村による本補助金と対象及び目的を同じくする補助金を活用している場合には、当該補助金の実績報告書等の写し
- ・その他参考となる書類

(2) 提出期限

補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに提出してください。

※申請状況により変更する場合があります。

7 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに補助金の交付を行います。

8 注意事項等

○他の補助金、助成金との併用について

国からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象になりません。

○補助金の交付の取消及び返還について

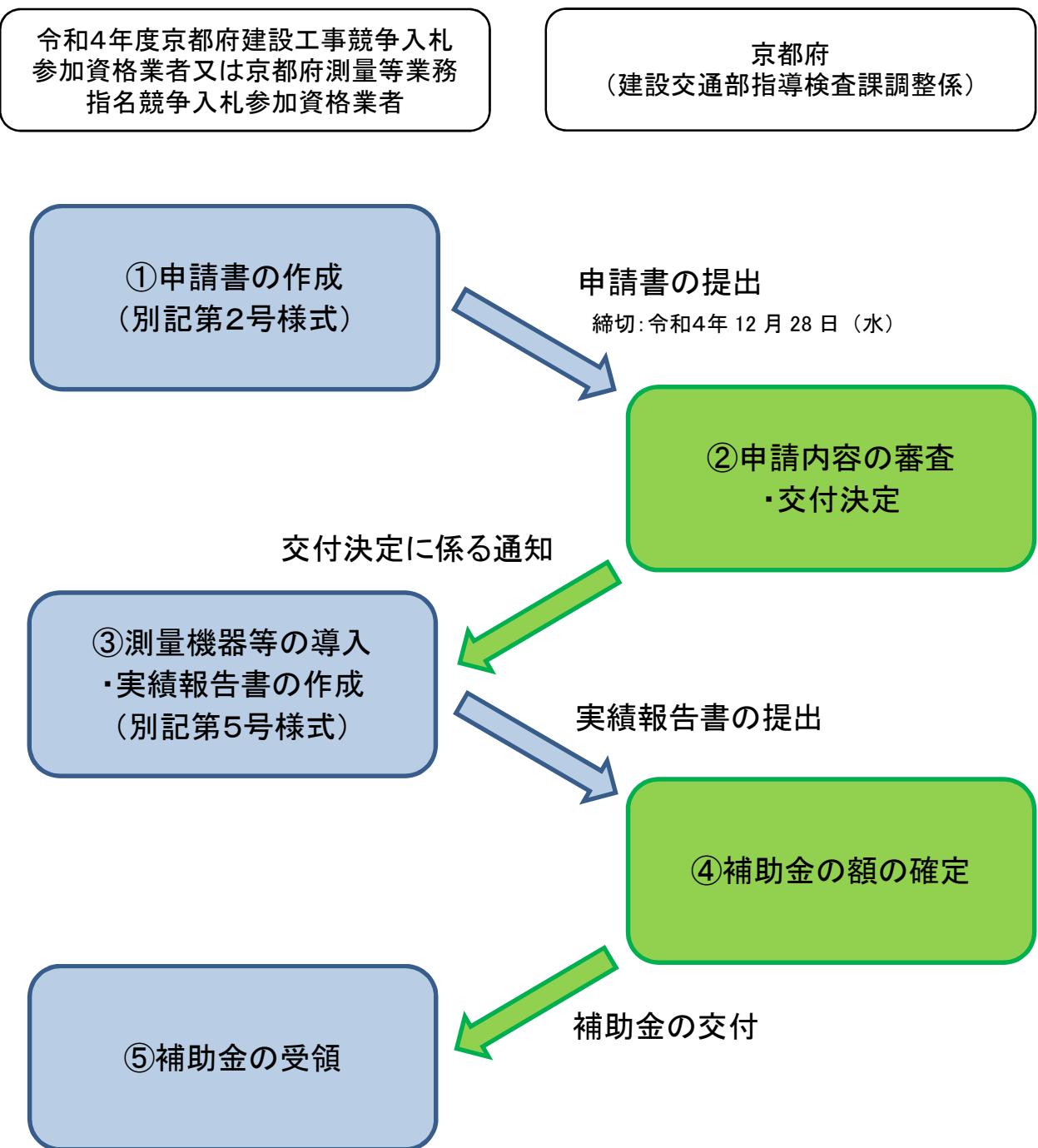
次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の取り消し、返還を求めます。

- (1) 要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書等に虚偽の記載をしたとき

なお、不正な手段を用いて、交付金の交付を受けたものは、「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置を行います。

9 令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金申請の流れ

＜申請の流れ＞



【書類提出及び問合せ先】

京都府建設交通部指導検査課調整係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入麿ノ内町

電 話:075-414-5225

FAX :075-414-5183

E-mail : shido@pref.kyoto.lg.jp